

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

what's
イスラーム
食品市場
輸出ガイドブック

イスラーム食品市場を
知りたい方へ。



ハラール／ハラール認証を解説します

イスラーム食品市場の可能性

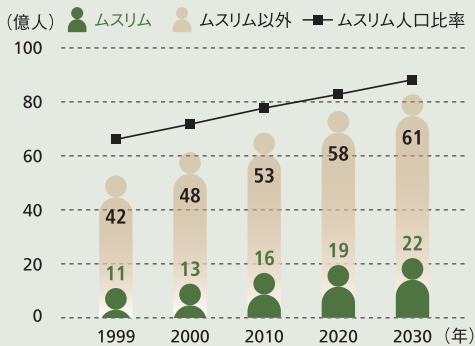
ムスリムとはイスラーム信徒のことです。世界の人口の中で2010年時点で16億人、2020年には19億人、つまり世界の4人に1人がムスリムになると言われています。

またイスラーム食品市場規模は、2015年時点で1兆1,730億ドルです。同指標で見た日本の規模は3,800億ドル、つまり日本の約3倍の市場規模となります。5年後にはさらに市場規模が拡大していくと言われており、日本の人口減予測とは対照的に、拡大していくマーケットとして注目されています。

イスラーム食品市場に期待できそうです。

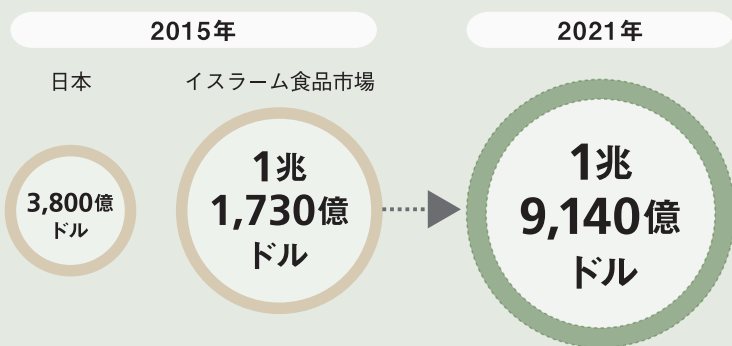


世界のムスリム人口推移および予測



(出所) ピュー研究所「The Future of the Global Muslim Population」(2011年1月)より作成

地域別にみたムスリム消費者による食品・飲料市場(支出額)



(出所) トムソンロイター「State of the Global Islamic Economy Report 2016/17」

日常生活を規定するハラール

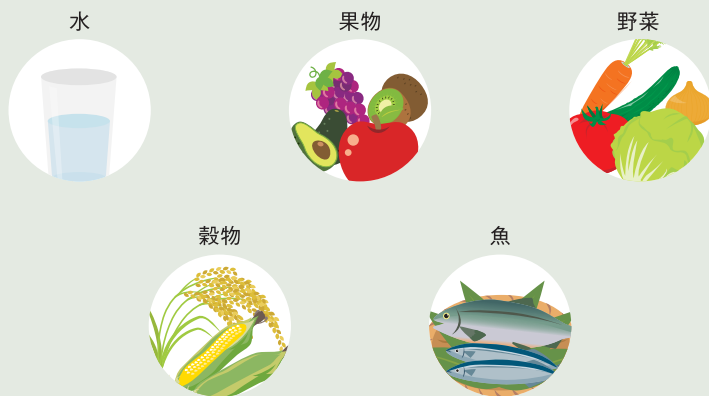
ムスリムはクルアーン(コーラン)に基づき定められたイスラーム法(シャリーア)の規範に従い生活することが求められます。ハラールとは、イスラーム法(シャリーア)において「合法、許された」を意味するものです。ムスリムにとって、ハラールな飲食をすることも信仰の実践に繋がるものです。

ハラールの反対がハラームで、イスラーム法において「禁じられた」を意味するものです。例えばハラームなものには豚、犬、ハラールな方法でと畜されていない死肉、病原菌を運ぶ動物や毒をもつ動物(鼠等)、嫌悪感を起こさせる動物、蜂、血、酒があげられます。

ハラールなもの、ハラールでないものを知っておきましょう!



ハラールなもの例



ハラームなもの例



地域や個人によっても異なるハラールの認識

ハラール認証は、ムスリムが彼らの食物やサービスを安心して消費できるように実施されているものです。ハラールであるかの判断は、イスラーム有識者が行いますが、イスラームには宗派・法学派があり、見解が異なることもあります。また食文化・生活環境について消費者個人で異なることもあり、判定を受け入れ実施するかどうかは一人ひとりのムスリムに委ねられます。

※非ムスリムが個人個人の感覚を完全に理解することは困難なため、信仰の領域には踏み込まないことが重要です。それは裏返した時に「イスラームを理解していない」こととなり、「イスラームを冒涇している」と言われかねません。



国・地域による
違いを整理して
おきましょう。

● 国・地域における位置づけ

例えばマレーシアやインドネシアなどの東南アジア諸国とサウジアラビアやアラブ首長国連邦(UAE)などでは、流通や輸入におけるハラール、ハラール認証の位置づけは一概ではありません。

	東南アジア諸国	湾岸協力会議(GCC)加盟国
Q1. ハラームな食品が一般的に国内で流通しているか？	○ 中華系・他宗教徒も存在	✕ 基本的にハラールなもの以外は存在しない。
Q2. ハラールでなくても輸入できるか？	○ ハラームな食品も輸入可能	✕ 輸入段階でハラールか否かの判断を行う(審査・検査)
Q3. ハラール認証を取得していなくても輸入できるか？	○ ただし食肉・肉関連製品にはハラールと畜証明書が必要	○ ただし食肉・肉関連製品にはハラールと畜証明書が必要

東南アジア諸国 マレーシア・インドネシアなど

マレーシアやインドネシアでは国民の多くがムスリムですが、他にキリスト教徒やその他宗教の人もいます。そのため、ハラールな商品とハラームな商品が両方販売されています。小売店によってはハラール／ハラームな商品の売り場が分かれています。ムスリム消費者はハラール認証マークや原材料を確認しながら、各自がハラール性を判断し商品を購入することになります。

湾岸協力会議(GCC)加盟国 サウジアラビア・アラブ首長国連邦(UAE)など

原則は国内に「ハラールなもの」のみが流通しています。ハラールであることが食品輸入の基本的な条件であり、サウジアラビアでは豚肉や酒は輸入が禁止されています。アラブ首長国連邦(UAE)のドバイでは、アルコールや豚肉も流通していますが、ムスリムの目に触れないよう売り場は隔離されています。また販売にはライセンスが必要となります。食肉・肉関連製品のみ輸入時にハラール認証(ハラールと畜証明書)が必要ですが、それ以外の食品のハラール性の確認は、輸入段階での商品登録による審査やサンプル検査によって行われます。

各国で異なるハラール認証

ハラール認証とは、各国または各国内の団体が定めた商品のハラール性を認証するものです。ハラール認証マークはハラール認証商品かそうでないかを区別するため製造者側がつけるマークです。



認証マークも違うので気を付けましょう。



● 主要国の認証取得機関

国・団体によりその認証の基準や制度は異なります。ハラール認証取得の際は、認証または認可を行う期間・団体が認めている日本国内の認証団体に申請する必要があります。

主要国の認証(認可)を行う機関・団体

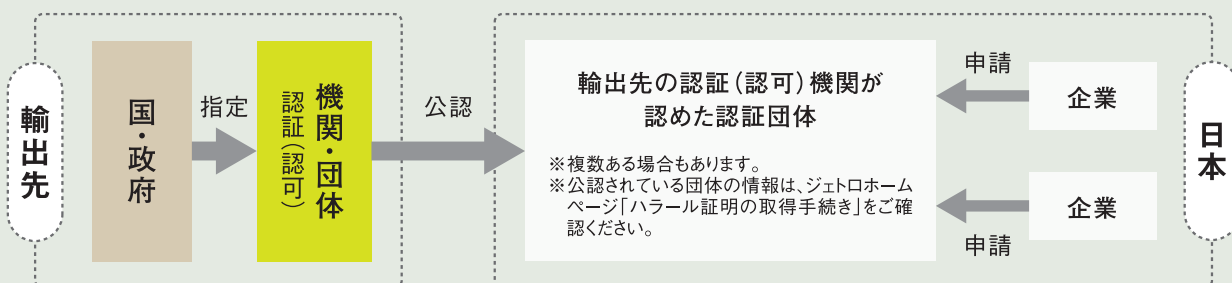
マレーシア	JAKIM (マレーシア・イスラーム開発庁)
インドネシア	LPPOM-MUI (インドネシア・ウラマー評議会 食料・薬品・化粧品研究所) ※2019年よりハラール製品保証実施機関(BPJPH)に移行予定
アラブ首長国連邦(UAE)	ハラール認証はESMA (連邦基準化計測庁) / 食肉衛生検査はMOCCE (連邦気候変動環境省)
サウジアラビア	GAC (湾岸協力会議認可センター)

● 輸出におけるハラール認証

上記の国への輸出に向けてハラール認証を取得する際には、輸出先国の認証機関・団体、またはそこが公認した日本国内の認証団体に認証取得する必要があります。そのため公認されていない団体で認証を取得しても、ハラールと表示できないことがあります。

例えば、マレーシアでは、JAKIMとその公認団体以外のマークを表示することは、表示法違反となり、罰則規定があります。

国内で認証を取得する場合申請先は日本国内の団体です。



インバウンド対応は？

日本国内には、「ハラール」や「ハラール認証マーク」を表示することに対する公的な規定はありません。また統一されたハラール認証の団体・基準はなく、団体ごとに基準・認証の対象等が異なります。しかし原材料表示など、販売においてムスリムの消費者が自身で判断できるような情報を開示することは非常に重要です。

イスラーム食品市場への輸出検討ポイント

①制度・規制 ②マーケット ③社内体制 の3つの観点を検討し輸出戦略を練る必要があります。



① 制度・規制

動植物検疫や残留農薬、添加物等の規制、原発関連の産地規制などの各種輸入規制を踏まえて、まず想定する国への輸出が可能かどうか確認する必要があります。その最も代表的なものは、動物検疫。



参考:ジェトロの輸出支援ポータルサイトでチェック

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、各国へ食品を輸出する際の制度・規制を紹介しています。

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

② マーケット

イスラーム食品市場参入に当たって、自社製品のターゲット層は本当にハラール対応を必要とするムスリムであるかどうかを、十分見極める必要があります。例えば、日本産食品は輸出すると価格が日本国内価格の1.5~3倍程度になり、現地でも高価格帯になります。マレーシアやインドネシアなどの東南アジアでは特に、高価格帯商品を購入できる富裕層には中華系が多いため、そういった層をターゲットにする場合ハラール対応は不要になります。

「何を、どこで作って、誰に、どのように売るのか」によって、取るべきハラール対応は異なり、国内販売と同様、マーケティング戦略を練る必要があります。

③ 社内体制

ハラール認証が他の国際規格・認証と異なるのは、イスラームの理解も求めている点です。日本はムスリム住民が少なく、イスラーム社会との文化的背景も大きく異なります。実際のハラール認証取得企業には「最大の課題は、イスラーム・ムスリムに対する従業員の理解促進だった」とし、社内で勉強会を開催するなどの対応に苦慮した企業も多くあります。

ターゲットから対応を検討するのは国内と同じです。



ハラル認証取得の一般的な流れ

審査の前に対応策を
考えましょう。



ハラル認証を取得するためには認証団体による書類審査と実地検査が必要になります。またハラル専用の製造ラインの準備をはじめとした対応が必要となる場合もあります。

● 製造ラインのハラル化

製品の原材料から消費者の手に渡るまでのすべての過程で、ハラームなものに触れないことが原則です。ハラームなものとの接触を防止する、つまりコンタミネーションを予防するためには、ハラル製品のみ製造するラインを別に設ける、原材料のトレーサビリティを確認し、ハラームなものに触れていないことをチェックすることなどが重要です。製品の加工度合いが大きいほど、認証取得の難易度は高くなります。

● 書類審査と実地検査

① 書類審査

- a. 取得を希望する製品の原料がハラルであることを証明できる資料
- b. 製造に関するチェック事項を確認できる資料

審査の結果、原料、製造に関する問題点があれば、認証機関から指摘があります。

② 本申請

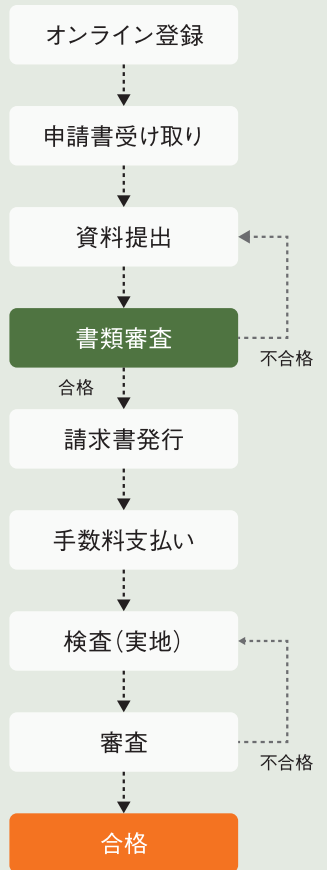
書類審査に合格したあとに行う本申請です。申請にあたっては、認証機関に支払う手数料が発生することが多いです。申請手数料のほか、認証取得にかかる製造ラインのハラル化設備投資費用がかかることもあります。

③ 実地検査

工場など製造工程の実地検査があります。監査員は、通常ムスリムを含む2人以上で検査します。当日は、申請者側のハラル認証担当者が立ち会い、①先の書類審査の資料内容との突き合わせ、②実際の製造工程の確認、例えば、製造ラインにおいて、豚由来製品など禁忌なもの、ハラル性が確認できないものの混入の恐れがないかが確認され、③搬出入、保管においても同様に混入の恐れがないか、などについてチェックされます。検査の対象には、ハラル製造者が、他の従業員と区別できる服装か、また照明等の作業環境など、一般衛生管理的内容も含まれます。場合によっては、商品のサンプル分析検査も行われます。

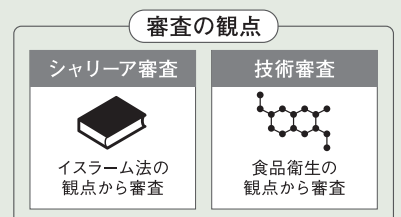
※認証機関の検査員の旅費については、申請者側の負担となります。

登録から合格まで (JAKIMの例)



● イスラム法的観点と食品衛生の観点

検査では、イスラム法的な観点(シャリーア審査)と、食品衛生・安全面(技術審査)とによって審査されます。



イスラーム食品輸出市場 主要国のマーケット基礎情報

(2017年4月現在)



●マレーシア

人口 (2016年)	1人当たり GDP (2016年)	実質GDP 成長率 (2016年)	日本産食品 輸出 (2016年)	マーケットの特徴
3,166万人 (推計)	9,545ドル (推定)	5.0% (推定)	73.4億円 (13位)	イスラームは国教。プミプトラ政策で、人口の6割のマレー系を優遇。 (華人3割、インド系1割)

人口の約6割がムスリムですが、そのほかの宗教を信仰する消費者も存在しています。中～高所得層向けの食品小売店では、ハラール食品と非ハラール食品で売場が分かれています。非ハラールコーナーでは、豚肉や豚肉由来の成分、アルコールが明らかに含まれている製品を販売していますが、それ以外のコーナーでは、ハラール認証マークがある商品と、認証はないが、明らかにハラールだと判断できる商品が混在しています。

●インドネシア

人口 (2013年)	1人当たり GDP (2015年)	実質GDP 成長率 (2015年)	日本産食品 輸出 (2016年)	マーケットの特徴
2億5,546万人	3,377ドル	4.8%	61.3億円 (16位)	国民の8～9割がムスリムだが、建国時より多民族国家としてほかの宗教を尊重する姿勢を示す。

国民の8～9割がムスリムですが、他宗教を信仰する消費者もいます。国内には、地場のビールメーカーがあるなど、ハラール食品以外にも流通しています。首都ジャカルタでは、伝統的小売店や市場、スーパーマーケット、日本食販売店にかかわらず、食肉以外の一般食品は、ハラール食品と非ハラール食品が区別されずに販売されていることが多いです。なお食肉コーナーでは、豚肉とそれ以外が区別されています。

●アラブ首長国連邦(UAE)

人口 (2016年)	1人当たり GDP (2016年)	実質GDP 成長率 (2016年)	日本産食品 輸出 (2016年)	マーケットの特徴
986万人	38,050ドル	1.3%	54.9億円 (18位)	7つの首長国から成る連邦国家。首都アブダビ。戒律に関しても各首長国間で差異あり。食品のほとんどを輸入に依存。移民、外国人率高い。

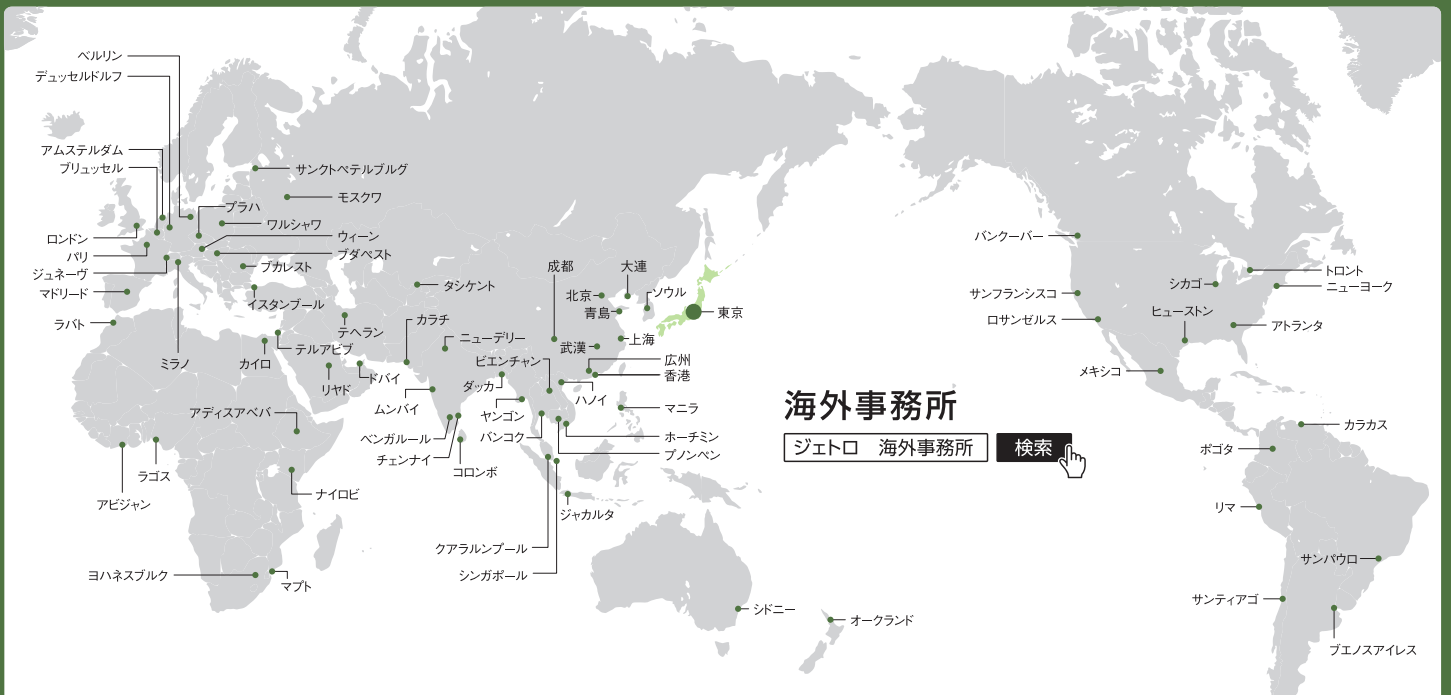
小売店では豚肉や酒などの非ハラール食品も、非ハラール食品専門コーナー(「Non-Muslim Corner」)で区別して販売されていることがあります(カタールやオマーンなどGCC(Gulf Cooperation Council、湾岸協力会議)の一部の国でも同様)。ムスリムの人々が間違っ入らないように、大きな文字で「For Non-Muslim」等と入口に表記され、またリカーショップでは、販売されている酒が見えないようになっています。

●サウジアラビア

人口 (2016年)	1人当たり GDP (2016年)	実質GDP 成長率 (2016年)	日本産食品 輸出 (2016年)	マーケットの特徴
3,174万人	20,150ドル (推定)	1.4%	24.2億円 (25位)	預言者ムハンマドの生誕地であり、世界中のムスリムの巡礼の地メッカを擁する。酒、豚は輸入禁止。ハラール以外の食品輸入規制も厳しい。

イスラームの聖地メッカ(メッカ)のあるサウジアラビアでは、そもそも豚肉と酒は輸入が禁止されています。ハラールであることは食品流通の条件であり、消費者はハラールかどうかを区別するために認証マークを確認することはあまりありません。

(出所) IMF、各国統計担当局資料より作成



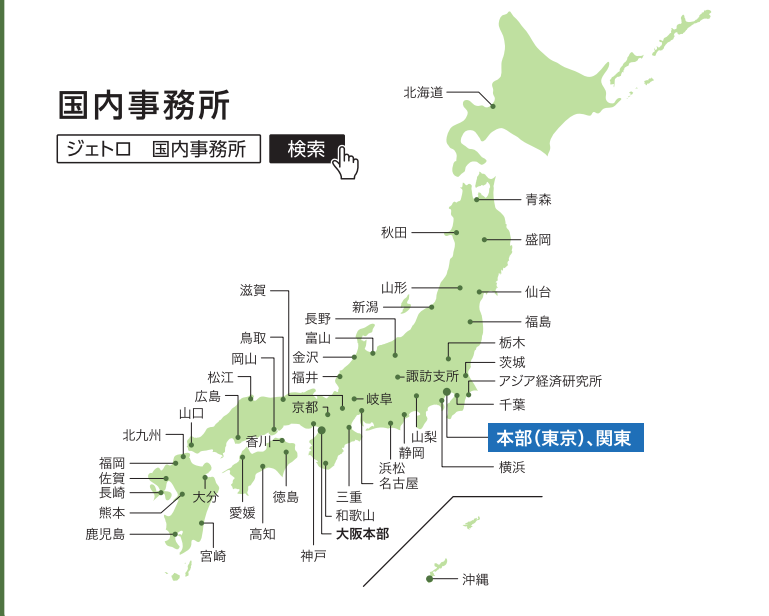
海外事務所

JETRO 海外事務所



国内事務所

JETRO 国内事務所



JETROの主な情報

- 主要国におけるハラール関連制度・市場動向
—農林水産物・食品の輸出に向けて— (2016年3月)

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/bdf7fdcc48b9a4a7.html>

- 日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査 (2014年5月)

<http://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001665.html>

- その他調査レポート

<https://www.jetro.go.jp/reportstop/foods/reports/>

セミナー・展示会・商談会

- 2017年度事業計画はこちら

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

マレーシア、UAEをはじめ、各国・地域で展示会出展、商談会等を開催!

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL : 03-3582-5646

受付時間: 平日9時~12時 / 13時~17時 (祝祭日・年末年始を除く)

最寄りのJETROでもご相談を受け付けています。

問い合わせ先

農林水産・食品部 農林水産・食品課 調査チーム

東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル

TEL: 03-3582-5511 (代表) TEL: 03-3582-5186 (直通)

Email: afa-research@jetro.go.jp

ハラール JETRO



リサイクル適性 (A)